

第 5 回

開催日時	平成27年4月27日（月）19:00～20:50		
開催場所	茨城町消防庁舎 多目的会議室		
出席者	委 員	河西健二, 上田真澄, 中居広行, 横須賀光雄, 関俊治, 廣瀬香織, 西田弘子, 石毛常己, 大録匡行, 白岩亜厚, 大和田美貴, 坂場名津子, 海老澤貞雄, 中村正弘, 清水勝利, 清水一雄, 鈴木和男, 大久保隆昌 (敬称略, 順不同)	
	傍聴者	0名	
	その他	鈴木教育長	
	事務局	学校教育課再編担当	
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 校歌について</p> <p>2 校章について</p> <p>3 スクールバスについて</p> <p>4 その他（次回開催等について）</p>		

第5回 茨城町立小学校統合準備委員会 会 議 要 旨

- 1 開会
- 2 職員紹介
- 3 委員長あいさつ

開校まで1年を切ったが、協議すべき課題は山積している。皆様のなお一層のご協力を賜れば
と思うのでよろしくお願いします。

4 議事

議事（1）校歌について

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（１）校歌について、事務局からの説明を求めます。

事務局

前回の会議では、作詞・作曲をどなたに依頼するかについて協議し、その結果、青葉小学校の校歌の制作でもお世話になった常陸太田市出身のミュージシャンであるマシコタツロウさんに依頼することが決定した。

その結論を受けて、後日、マシコさんのもとを訪ね、葵小学校の校歌の制作について依頼したところ、快くお引き受けしますとの返事をいただくことができた。事務局としては、校歌の制作を正式に依頼するための手続きを進めさせていただければと考えているので、この場で改めて皆様から最終的な承認をいただきたい。

委員長

議事（１）校歌について、事務局からの説明が終わりました。

前回の協議結果を受けて、事務局がマシコさんに校歌の制作を依頼したところ、引き受けていただけたことになったということである。統合準備委員会の総意として、マシコさんに依頼することについては最終承認ということによろしいか。

－異議なし－

議事（２）校章について

委員長

議事（２）校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

校章については、まずは校章図案を公募し、応募された校章図案の中から最終的な校章のデザインを統合準備委員会において選定するということが決定したため、平成２７年２月５日から３月２４日までの４８日間にわたり募集したところ、９０件の作品が応募された。

そして、この会議の以前に、皆様には、応募された９０件全ての校章図案を掲載した資料を郵送させていただき、委員１人につき１０点以内での第一次投票を実施した。第一次投票の結果は、１票以上得票した作品が３１点であり、それぞれの得票数ごとの作品点数は資料に掲載されているとおりである。

本日は、この３１点の中から、最終的な校章図案を１点選定していただければと考えている。校章図案の選定方法は、皆様の協議により決めていただければと思うが、基本的には校名を決定した時と同様に段階的な投票等によって、数を絞り込みながら決定することになるのではないかと思う。

そして、本日の会議で、最終的な作品を１点選んでいただいた後は、その作品を基にして、作品のオリジナリティを損なわない範囲でコンピュータを使用して全体的な形を整えたり、図案のパーツを少しアレンジしながらいくつかの校章案を制作し、その中から最終的な校章を決定する予定である。

いずれにしても、本日は、第一次投票で１票以上得票した３１点の校章図案の中から最終的な１点を選定していただくわけであるが、投票によって決定するのであれば、まずは、第二次投票を実

施するにあたり、第一次投票において何票以上得票した作品を対象にして1人何点ずつを選んでの投票とするのかなど、投票にあたってのルールを協議していただいたうえで投票を開始できればと考えている。

委員長

議事（2）校章について、事務局からの説明が終わりました。

選定方法について意見があれば伺いたい。いずれにしても皆様の中では、このデザインが良いという考えはある程度固まっていると思う。

まずは、第二次投票を行い、その結果が出た段階でどのように判断するかを決定するというところでよろしいか。

－異議なし－

委員長

第二次投票の方法であるが、投票件数は1人につき3点以内を選んでの投票ということでよろしいか。

－異議なし－

《第二次投票》

■投票方法

第一次投票において、1票以上得票した31点の校章図案の中から1人3点以内で投票
(無記名投票)

事務局

第二次投票を行った結果、1票以上得票した作品は16点に絞られた。得票数が1票の作品は8点、得票数が2票以上の作品は8点である。第二次投票の結果を受けて、その場で次の対応を判断するということだったので、3点以上得票した作品数や得票数については伏せておきたいと思う。

1票以上得票した16点を対象として第三次投票を行うのか、それとも、2票以上得票した8点対象として第三次投票を行うのかなどを協議していただければと思う。

委員長

1票以上得票した作品は16点であるが、得票数が1票だった作品を除くと残りは8点になるということである。

事務局

得票数が1票以上の16点又は得票数が2票以上の8点を対象として第三次投票を行うのか、それとも、第二次投票において最も得票した作品で最終決定とするのか。

委員長

得票数が特に多かったのは何点ぐらいあるのか。

事務局

上位の3点は、得票数が特に多い状況である。

委員長

そうすると、上位3点を対象にして第三次投票を行うということも選択肢に含めた方が良いとい

うことでしょう。

委員

得票数が1票の作品は外しても良いと思う。

委員長

それでは、残りの8点の中から選ぶのか、それとも、上位3点の中から選ぶのかであるが、その辺の判断は如何でしょうか。

上位の3点で、何票ぐらい得票しているのか。

事務局

投票総数53票のうち、3点で30票を得票している。

委員

上位3点を対象にして、第三次投票を行えば良いのではないか。

委員長

それでは、上位3点を対象にして、委員1人につき1票を投じる第三次投票を行いたいと思う。

事務局

それでは、第二次投票における上位の3点を発表する。作品番号が21番、22番、35番の3点である。第三次投票は、この3点の中から1人につき1点で投票をお願いしたい。

《第3次投票》

■投票方法

第二次投票において、得票数が上位の3点の校章図案の中から1人1点で投票（無記名投票）

■投票結果

作品番号21：3票、作品番号22：5票、作品番号35：10票

委員長

それでは、得票数が1位の35番の作品に決定する。

事務局

校章図案を選定していただきありがとうございました。

この場で、1点だけ採決していただきたいことがある。冒頭でも説明したように、ただいま選定していただいた校章図案は、後日、コンピュータでグラフィック補正をする予定である。

皆様のお手元に、青葉小学校の開校式のパンフレットを配布したが、この中には青葉小学校の校章が掲載されている。この校章のデザインの原案を補正していただいた際には、校章の中央に書かれている「青小」という文字のデザインを丸文字や角文字にしたり、葉っぱの輪郭のデザインを変えてみたり、いくつかの校章案を提案していただき、その中から最終的な校章のデザインを統合準備委員会において決定した。

採決をお願いしたいのは、それをどなたに依頼するかという問題であるが、事務局としては、青葉中学校と青葉小学校の校章を制作する際にもお世話になったグラフィカという会社の代表者である道川慎一さんという方にその作業をお願いしたいと考えているが、それについて了承していただいてもよろしいか。

委員

今選ばれた校章図案には、「葵」の1文字が中央に書かれているが、例えば、これを「小」の1文字に変えることはできないのか。校章のデザインを見れば葵であることは分かるだろうから、「小」の文字に変えてみてはどうか。

事務局

「葵」の文字を「小」に変えてしまうと、応募された原案のデザインとは異なるものになってしまうのではないかと。

委員

それでは、原案のデザインである「葵」1文字のパターンと、「葵小」の2文字に変えたパターンの2種類を制作していただき、どちらが良いかを見比べさせてもらうことは可能か。

事務局

ただいまのようなご希望があるのであれば、グラフィック補正を依頼する際にそうした意向を専門家にお伝えしたいと思う。確認であるが、「葵」、「葵小」、「小」の文字で最終的な校章案を制作してもらえばよろしいか。

委員長

後は、応募者の原案に対する思いをどこまで考慮するかの問題であるが、「葵小」であれば、応募者の理解はそれなりに得られると思う。

教育長

応募された方は、何が何でも手直しを許さないということではないと思うので、文字のアレンジなどについては、委員の皆様の協議により決定すればよろしいのではないかと思います。

委員長

そうすると、まずは、デザイナーの道川さんに校章図案の補正を依頼するという事、そして、依頼する際には、「葵」と「葵小」の2つのパターンを制作するとともに、全体的なデザインについてもいくつかのパターンを提案していただくということによろしいか。

—異議なし—

議事（3）スクールバスについて

委員長

議事（3）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

事務局

スクールバスについては、この統合準備委員会で初めて議題に取り上げるわけだが、まずは、本年度開校した青葉小学校のスクールバスの概要について説明したいと思う。

まず、スクールバスの導入目的は、通学の安全確保と統合により遠距離通学となる児童の救済である。そして、スクールバスの利用対象者は、学校までの通学距離が概ね3km以上のエリアに在住する児童であるが、利用するかどうかはあくまでも希望制である。

スクールバスは全部で12ルートに12台運行しており、1日あたり登校時に1回、下校時に1

回の合計2回の運行を行っている。運休日は、土日祝日、夏休み等の長期休業期間であるが、授業参観や運動会等がある際には、土日祝日等であっても運行を行うこととしている。停留所は、12本の運行ルートの中に約50ヶ所設置している。

スクールバスの利用料は、利用者1人につき月額3,000円である。ただし、8月分の利用料は徴収しないため、年11回払いである。また、同一世帯において、同時に2人以上の利用者がいる場合には、2人目以降の利用者の利用料はその半額とし、「登校のみ」又は「下校のみ」の利用の場合にも利用料は半額としている。

町では、4km以上の地区から通学する児童に対し、距離に応じて遠距離通学補助金を交付しているが、スクールバスを利用して通学する場合にはその補助金を交付しない。

運行ルートの決定にあたっては、1台のバスでできる限り多くの児童を乗せるように検討しつつも、まずはバスが通れる道幅であるかどうかが一番の問題であるため、道幅と停留所に集合する人数を考慮しながら大型バス、中型バス、小型バスの配車等を検討していった。資料には、川根地区、上野合地区及び沼前地区のそれぞれの運行ルートと停留所の場所を掲載したが、停留所の選定にあたっては、安全で広い場所、そして、元々の登校班の集合場所などを考慮して選定を行った。停留所名や現場の写真をご覧いただくと分かるように、各地区の集落センター、学校跡地、路線バスの停留所、道路の余剰地などを停留所として活用している状況である。

次に、スクールバスを運行するまでの今後のスケジュールについて説明する。まず、5月下旬頃に第6回目の統合準備委員会を開催する予定であるが、この時には、事務局から停留所候補地の素案を提示させていただく予定である。既に、石崎小学校と広浦小学校からは、現在の登校班の集合場所やそこに集合する児童の人数に関する資料をいただいております。まずは、この資料を参考にしながら事務局の方で現地調査を行い、停留所候補地の素案を作成していきたいと考えている。

そして、第6回目の統合準備委員会において素案の内容を委員の皆様にご了承していただいたうえで、後日、それをたたき台として、各地区又は各登校班の関係者の間で自分達が利用する停留所の場所について協議・調整をしていただきたいと思います。地域の方同士で協議をしていただければ、様々な意見、要望、代替案なども出てくると思うので、そうした意見等を各学校の先生方やPTA役員の方などを中心に集約していただければと考えている。

ここで注意していただきたいことは、民地を停留所の候補地とする場合には、各地区の関係者と地権者の間で、土地の使用に関する協議・調整が済んだものを候補地として挙げていただきたいと思います。青葉小学校の停留所を選定する際にも、町は、民地の借上げに関する交渉には一切関わらず、地域の方と地権者の間で全ての民地の借上げに関する協議・調整をしていただいた経過がある。今後、末永く停留所を活用していくことを考えると、そうした交渉に町が主になって交渉にあたるのではなく地域の方同士で話し合い、その結果、民地を停留所として活用していくことが重要だと考えている。

各地域の方の意見、要望、代替案等を集約していただいた後は、事務局が作成した素案にそれらの意見等を反映し、最終的な停留所案を作成したいと考えている。6月下旬に第7回目の統合準備委員会を開催し、そこで最終的な停留所案を提示させていただき、統合準備委員会の皆様の承認を

得て、停留所の場所を最終確定したいと考えている。

その次の作業としては、最終確定した停留所を示したうえで、スクールバスの利用希望調査を実施したいと考えている。この調査は、各停留所における利用者数を把握する目的で、来年度の新入生と現在の1年生から5年生までを対象として実施するものである。この調査によって得られる停留所ごとの利用者数を基にして、先生方やPTA役員の方などと協議・調整をしながら、運行ルートやバスの台数を確定し、全体的なスクールバスの運行案を立案したいと考えている。

この運行案は、8月下旬に予定している第8回目の統合準備委員会において皆様に提示し、調整が必要な部分については調整を加えたうえで、統合準備委員会として最終的な承認をしていただければと考えている。スクールバスに関する大枠の決定並びに実質的な協議・調整は、8月下旬を目途に完了させたいと考えている。

9月には、町定例議会が開会される。9月の議会では、この運行案に基づく次年度の予算案や条例の改正案を議案として上程し、議会における議決を経て、正式な承認をいただきたいと考えている。議会の議決を経た後は、スクールバス運行業務の入札を実施し、委託業者を決定したいと考えている。

また、10月以降には、スクールバスに関する保護者説明会を実施し、運行案が作成されるまでの経過やスクールバスの利用方法等についての説明をさせていただきながら、利用を希望する方については利用希望申請書をその場で配布し、後日、利用申請書を提出していただき、正式な利用申請の受付をさせていただく予定である。

バス会社が決定すれば、実際に運行するバスを使用して各運行ルートを試運行できる状況になるので、停留所間の所要時間を計測して運行時刻表を作成したり、停留所の安全性や利便性等に問題がないかの確認などをしていきたいと考えている。仮に、何らかの調整が必要な場合には、先生方やPTA役員の方、バス会社などの関係者間で打合せを行いながら、停留所の位置や運行ルート等を微調整したいと考えている。

来年の3月には、スクールバスの全利用者に対し、利用許可証と4月分の運行時刻表を配布したいと考えている。そして、4月の新学期開始前の春休みを利用して、葵小学校への通学の予行練習を実施したいと考えている。これは、先生方、保護者、そして、スクールバスで通学する子供達、徒歩で通学する子供達に参加していただき、新学期の初日の登校を少しでも安全かつ円滑なものとする目的で実施するものである。入学前の新入生を除き、あくまでも参加を希望される方を対象にして実施する予定である。最後に、スクールバスの利用開始日であるが、在校生については始業式の日から、新入生については入学式の翌日から利用を開始していただく予定である。

以上が、スクールバスを運行するまでの全体的なスケジュールである。スクールバスに関する実質的な協議・調整の期間は、5月～8月の約4ヶ月間になるわけであるが、ただいまの説明をお聞きいただき、皆様から意見・質問等があればお伺いしたい。

委員長

議事（3）スクールバスについて、事務局からの説明が終わりました。

青葉小学校のスクールバスの運行概要と今後の協議スケジュール等についての説明であったが、

意見等があればお伺いしたい。

委員

スクールバスの利用対象者は、学校までの通学距離が概ね3km以上の地区から通学する子供達ということであるが、石崎小学区の中にも葵小学校までの通学距離が3km未満のエリアはある。これについては、どのように考えているのか。

事務局

概ね3km以上という表現には、単純に距離のみで線引きを行うものではないという意味が込められている。例えば、通学距離が2.7kmや2.8kmしかない地区であっても、安全性等を考慮した時にスクールバスが必要だと認められる場合には、各地区や各登校班などを単位として意見をいただいたうえで、統合準備委員会において総合的に判断していければと考えている。

青葉小学校の例を挙げると、奥谷区や古宿区については、3kmの境界線が集落の真ん中に引かれ、3km以上あるエリアとそうではないエリアに二分される形になったが、結果的には、地区内での話し合いや利用希望調査の結果等によって、奥谷区は徒歩での通学、古宿区はスクールバスでの通学という結論に至った。

教育長

前提はあくまでも3km以上であるが、同じ集落内でも3km以上と3km未満になるような場所が出てくることについては当然予想できる問題である。こうした集落については、単純に通学距離のみで判断し、徒歩の登校班とスクールバスの登校班に分けて別々に通学をさせてしまうと危険が伴う場合があるため、基本的には集落を単位として徒歩又はスクールバスで通学していただくと考えている。スクールバスについては、遠距離通学となる児童の救済を基本としており、概ね3kmという表現はそうした部分に臨機応変に対応するための考え方である。

事務局

青葉小学校の通学の現状を話すと、全校児童数595名のうち、スクールバスの利用対象エリアに在住する児童数は約470名であるが、実際にスクールバスを利用しているのは約430名である。したがって、約40名はスクールバスの利用対象エリアに在住しているが、徒歩で通学しているという状況である。

委員

うちの学校では、登校班の編制を各子供会が行っている。スクールバスで通学するにしても、停留所までは登校班で行く必要があると思うのだが、青葉小学校のスクールバスに関する協議をした際には、登校班の編制やそれに関係する作業等を依頼するための通知等はどのようにして行ったのか。

事務局

町や統合準備委員会が主導する形ではなく、各小学校の先生やPTA役員の方から地区委員や子供会の方に話を周知していただいた。

委員

スクールバスに乗車している時は、ヘルメットを被っているのか。

事務局

はい。

委員

青葉小学校では、スクールバスの利用料が月額3,000円ということであるが、これは葵小学校についても同様なのか。

事務局

そのように考えている。

委員

この利用料の額は、どのような積算基準で設定されたものなのか。

事務局

他市町村のスクールバスの利用料について調査したところ、3,000円程度の利用料を徴収しているケースがほとんどであったこと、さらに、スクールバスの運行委託費に対する利用者の適正な応分負担額等について考慮のうえ決定した。

委員

スクールバスの運行経費のうち、利用料収入を除いた町の支出の割合はどの程度なのか。

事務局

青葉小学校のスクールバスの運行経費は年間で約7,000万円であり、利用者からの利用料による収入は年間で約1,000万円である。したがって、その差額分を町の予算で支出している状況である。

委員

運行経費を全て負担している自治体はないのか。

事務局

中にはあるが、利用者数が非常に少ないところなどに限られている。

委員

アンケートを取って見ないと分からない部分があるが、長岡第二小学校の子供達は学校が統合しても引き続き同じ場所に通学するのだから、ほとんど全員が現状と同じ徒歩での通学になると思う。そうすると、青葉小学校の例とは異なり、利用者数はそれほど多くはならないのではないのか。

事務局

青葉小学校でも、旧駒場小学区のエリアのほとんどの児童が徒歩で通学している。

委員

利用者が少なければバスの台数もそれだけ減るのだから、町が負担する経費も少なくなるのではないのか。町としては、利用料の統一制を保つ必要があると思うが、葵小学校におけるスクールバスの利用者はどの程度の見込みになるのかをアンケートで調査したうえで、少し検討する必要があるのではないのか。

事務局

スクールバスの利用対象者がどの程度になるのかは概ね把握しているが、スクールバスを利用す

るかどうかはあくまでも希望制であるため、実際には利用申請書を提出していただく段階にならないと分からない部分がある。

委員

青葉中学校や青葉小学校の統合準備委員会においても同じような協議はされていると思うが、学校の統合については、文部科学省の指示もあるだろうが、あくまでも町の意向で行っているのだから、保護者の負担ができる限り小さくなる方向で検討してはどうか。

事務局

これまでの統合準備委員会においても、十分な協議がなされたうえで利用料を決定してきた。

委員

月額3,000円の年11回払いうことは年間で33,000円を払うということですよ。これを高いととらえるか安いととらえるかは人それぞれとだと思いが、この経済的負担を厳しいととらえる家庭はあると思う。こうした家庭を救済する措置はとられているのか。

事務局

要保護及び準要保護と認定された児童については、スクールバスの利用料を免除している。

委員

そのような制度があれば良いですね。

教育長

統合は、誰もが納得して始まったことではないが、長い目で見た時に統合をしない方が良いのかと言えばそれは難しい問題だと感じている。学校の統合はしたくなかったのに町の意向によって統合が進められたという議論になると困るので、そうではないということを確認する意味で話しておきたいと思う。

広浦小学校は以前から小規模な学校であったが、本年度については、石崎小学校の新入生が11名であった。小規模の学校にも良い部分は当然あるが、これからの社会でたくましく生き抜ける子供達を育てるためには環境を整える必要があり、そのために学校の適正規模・適正配置についての検討がなされたのである。スクールバスの利用料の話とは別な問題だと思うが、町の一方的な都合によって学校を統合しようとしているわけではないということについてはご理解いただきたい。

委員

利用料については、条例化されているのですね。

事務局

はい。

委員長

他に意見等はありませんか。

委員

2点あるのだが、1点目は、青葉小学校のスクールバスの協議では、回数券方式で利用したい時だけ利用できるような案は検討されなかったのかということ。

2点目は、事務局から示されているスクールバスに関する協議スケジュールでは、まず、各地区

又は各登校班の関係者間で協議・調整を行って停留所を決定し、確定した停留所を示したうえで利用希望調査を実施するということだが、この際、在校生については学校を通じて調査し、来年度の新入生については郵送により調査する予定となっている。しかし、これについては、子供会を中心とした話し合いの場を設けていただければ、在校生の保護者だけではなく来年度の新入生の保護者も含めて一緒に話し合いができるのではないか。

委員長

青葉小学校の統合準備委員会の時には、回数券の話は出たのか。

事務局

出ていない。

委員

停留所の場所に関する話し合いについては、利用希望の有無等に関する情報交換も含めて、在校生の保護者と来年度の新入生の保護者が一緒に行く必要があると思う。来年度の新入生の保護者が、スクールバスに関する協議について全く知らないようでは困ると思う。

教育長

それについて、校長先生はどのように考えているか。

委員

石崎小学校には各地区の代表の方がいるので、その方を通じて話し合いの場を設けることは可能である。

委員

広浦小学校でも、来年度の新入生の名簿さえあれば、各地区の代表の方を通じてその方達も含めての話し合いができると思う。

教育長

スクールバスを利用するかどうかを決めるのは、最終的には保護者個人の判断になるのか、それとも子供会単位の判断になるのか。

事務局

スクールバスを利用するかどうかについて判断するのは、あくまでも保護者個人である。

ただし、これに関連して話をすると、青葉小学校のスクールバスの運行案を作成する際には、利用希望調査時に記入した利用希望の停留所と、正式な利用申請時に記入した利用希望の停留所が異なる方が何人も見受けられた。これは、各地区において、停留所の場所に関する話し合いはなされたものの、スクールバスを利用するかどうかを決めるのはあくまでも保護者個人であるとの考えから、登校班を単位として停留所まで一緒に通学するという話し合いまではなされていないためだと推測される。

しかし、各停留所までは従来の登校班をある程度ベースにして通学し、さらに、交通立哨などもこうした単位で活動することがほとんどであることを考えると、スクールバスを利用するかどうかについてはあくまでも個人が判断すべき問題であるものの、どの場所を停留所として選定し、どの停留所を利用するのかという問題については、各地区又は各登校班を単位として協議・調整してい

だくべきだと考えている。

委員

徒歩通学者、スクールバス、送迎車の動線が重なった時の校門付近での混雑が予想されるので、そうしたものに処する必要があると思う。

事務局

青葉小学校ではそうした混乱を避けるため、学校付近における交通ルールを開校前に保護者に周知した。例えば、スクールバスの発着前後には自家用車による送迎をなるべく控えていただくとか、正門側の道路は通らずに、体育館側の道路を通過して送り迎えをしていただくようなルールを設定している。

委員

1日あたりの運行回数は、登校時1回及び下校時1回の合計2回であるが、低学年と高学年の下校時刻のズレについてはどのように処しているのか。

事務局

下校時は、高学年の下校時刻に合わせてスクールバスを運行しているのだが、低学年の子供達は、放課後スクールサポーターの支援のもと、勉強をしたり、読書をしたり、遊んだりして、高学年の下校時刻になるまでの約1時間を過ごしている状況である。

委員

そのことに関して、保護者の反応はどうか。

教育長

スクールバスで通学することになれば、子供達はこれまでに比べて歩かなくなり、体力が低下するのではないかと懸念されたため、それを補う意味でも学校で思い切り遊ばせてはどうかという話が出てきた。そのため、町で放課後スクールサポーターを雇い、勉強をさせたり、読書をさせたり、遊ばせたりしてはどうかということになった。

委員

低学年も高学年も一斉に下校するんですね。

教育長

はい。徒歩通学の子供達も一緒に残っている。

委員

青葉小学校のスクールバスは何台あるのか。

事務局

大型バスが8台、中型バスが3台、小型バスが1台である。

委員長

長岡第二小学校の大部分と石崎小学校の一部が3km未満であるが、スクールバスの利用対象エリアは概ね3km以上であるということについては保護者の間で浸透はしているのか。

事務局

青葉小学校では、周知されている状況である。

委員

自転車での通学は可能なのか。

教育長

自転車での通学はしないということが大前提である。特に、長岡第二小学校までの道路を自転車で通学するのはかなりの危険が伴うと思う。

委員

道路は狭いですよね。

委員

保護者から、自転車での通学は可能なのかと問い合わせがあった場合にはどうするのか。学校は大変になるかもしれないが、通学手段はいくつか用意されていた方が良いと思う。

教育長

私見になるが、交通量が多く、かつ、歩道もないような道路を小学生に自転車で通学させるようなことは、是非とも控えていただきたいと考えている。

委員

大通りを通らずに、裏道を通って学校までは通えないのか。

委員

中山十字路から葵小学校に向かうには2つのルートがあるが、どちらのルートにも歩道がない。葵小学校から中山十字路までの距離はぎりぎり3kmはないのだが、中山区の子供会では、その2つのルートを徒歩で通学させるのは危険であるため、中山区がスクールバスの利用対象エリアに該当した場合には、子供達全員をスクールバスで通学させようという話をしているところである。

教育長

中山区の子供達は、全員が3km未満なのか。スクールバスの利用対象エリアは、あくまでも概ね3kmという考え方であるが。

委員

11人のうち、半分ぐらいが3km未満だと思う。

教育長

集落単位で登校班を編成して通学することを基本に考えれば、同じ集落内で3km未満と3km以上のエリアに分かれてしまう場合には遠い方のエリアを基準に捉え、中山区全体をスクールバスの利用対象エリアと捉えることは可能ですよね。

事務局

青葉小学校でも、集落単位で利用対象エリアを考えており、どうしても3kmのラインを地図上に引くとどこかで分けしなくてはならなくなるため、その辺は柔軟に対応していきたいと考えている。

委員

停留所の場所を検討するにあたり、来年度の新入生の保護者も含めて話し合いができるように、学齢簿を早めにいただくことは可能か。

事務局

はい。

委員

本日示されたスクールバス運行までのスケジュール（案）は保護者に知らせて良いか。

事務局

はい。

教育長

統合準備委員会ニュースで公表しますよね。

委員

町から広報すべき部分と学校から保護者に周知すべき部分は多少異なると思うが、ここに示されているスケジュール（案）や青葉小学校のスクールバスの概要については、学校から保護者に向けて説明をする際には必要になってくると思う。

事務局

スケジュールについてはあくまでも現段階での案であり、この通りに進まないこともあるということについてはご理解いただきたいと思う。

議事（４）その他（次回開催等について）

事務局

事務局から２点ほど話をさせていただく。１点目は、次回の開催日程についてであるが、次回は５月の下旬に開催を予定している。正式な日程は、委員長と相談のうえ文書にて通知させていただく。

２点目は、統合準備委員会の組織についての相談である。我々、事務局員も４月の人事異動によりメンバーが入れ替わったが、統合準備委員の皆様の中にも、所属している組織の役員改選等により役職が変わったり、役職を外れたりされた方がいると思う。しかし、ここにいる委員の皆様には、これまでの統合準備委員会の協議の経過を全て把握していただいていることから、引き続き葵小学校の統合準備委員をお願いしたいと考えている。

また、各小学校のＰＴＡ代表として委員を委嘱させていただいている方についてであるが、石崎小学校については、今年度のＰＴＡ役員の改選により、河西委員がＰＴＡ副会長からＰＴＡ会長へ役職が変更になった。広浦小学校については、中居委員が昨年度に引き続きＰＴＡ副会長を務められることになった。御二方については、石崎小学校と広浦小学校のＰＴＡ代表として引き続き統合準備委員をお願いしたいのだが、長岡第二小学校については、昨年度のＰＴＡ会長であった関委員が、今回のＰＴＡ役員の改選によりＰＴＡ会長を退任した。

先程も話をさせていただいたが、関委員には統合準備委員会のこれまでの経過を全て把握していただいていることから、引き続き統合準備委員をお願いしたいと考えている。しかし、長岡第二小学校において、ＰＴＡ役員の立場から保護者の方々に向けて、学校統合に関わる協議の内容や進捗状況等を必要に応じて周知していただくにあたっては、今年度のＰＴＡ役員の中から新たに委員に

なっただけの方を小学校から推薦していただき、次回の統合準備委員会で新たに1名の方を委員に委嘱し、現在の19名体制から20名体制で今後の協議を行っていきたいと考えている。このことについて、皆様のご了承をいただければと思うがよろしいか。

－異議なし－

それでは、次回の会議から、長岡第二小学校のPTA代表の方をもう1名委嘱し、20名で統合準備委員会の協議を行っていきたいと思う。